

未来を生きる次世代に南砺の未来資本を!

第6回 南砺幸せ未来基金
頑張る人・地域応援事業
募集要項



公益財団法人

南砺幸せ未来基金

1 「南砺幸せ未来基金頑張る人・地域応援事業」とは

本財団では、自然と共生しながら地域の資源を活用することにより自立度を高め、安心して暮らせる持続可能で自立循環共生型社会を目指す市民活動を推進しています。その中で、地域や団体が地域資源を活かした取り組みを実践していくことが重要であり、その活動を支援することを目的として「南砺幸せ未来基金 頑張る人・地域応援事業」を実施し、その事業化段階で必要となる資金面への支援を行います。

2 応募資格

- (1) 市内の地域づくり協議会、町内会及び各種団体
 - (2) 市内に活動場所を有する民間事業者、NPO、市民活動団体等
 - (3) 市内に活動場所を有する個人
 - (4) 財団の求める書類の提出を指定された期日に提出できること
- (1)～(4)いずれも責任者が明確であり、意思決定の仕組みが確立され、予算決算を含む会計処理が適切に行われていること
- (5) 以下のいずれかに該当しないこと
 - 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
 - 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体

※上記の要件を満たしていれば、新規に立ち上げられた団体も対象となります。

3 募集期間

令和4年10月3日(月)～10月31日(月)まで

4 支援内容

事業実施に対し資金面での支援(助成)を行います。1件あたりの助成金の上限は30万円程度とします。1申請者について1つの事業までの申請とします。

支援対象期間は採択から1年間です。

5 事業分野

次のアからキのテーマに沿った事業を募集します。

- ア 暮らしを支える事業
- イ 森里川海のつながりを保全する事業
- ウ 生業・起業・ものづくりを支える事業
- エ 地域の食と農業を支える事業
- オ 子ども・若者を支える事業
- カ 再生可能エネルギーを支える事業
- キ 地域の歴史・土徳文化を支える事業

6 選考の視点

本助成の選考においては、以下の点を考慮して選考をすすめます。

- 1 申請事業が本助成の趣旨や条件に合致しているか
- 2 申請事業の活動に公益性があるか
- 3 申請事業の実施に、特に下記の点で社会的な意義があるか
 - 必要性（ニーズを把握し、反映していること）
 - 独自性（独自のアプローチがあること）
 - 実現性（成果を挙げるために具体的な計画・予算・人的資源があること）
 - 有効性（事業の成果が地域の課題解決のために有効であること）
 - 発展性（本助成事業期間終了後も継続・成長の可能性があること）

7 対象となる経費

助成対象経費	内容
①人件費	助成対象活動に関わるメンバー（実施担当者・事務局）およびアルバイトなどの人件費。 団体の経常的人件費は含みません。
②報償費	講師謝金等
③委託費	助成対象活動に関する委託料
④会議費	会議に伴うお茶代等（酒食は除く）
⑤消耗品費	助成対象活動に係る消耗品費
⑥原材料費	助成対象活動に係る材料の購入費
⑦印刷製本費	助成対象活動に係るチラシ、ポスター、冊子等の印刷製本費
⑧通信運搬費	助成対象活動に係る郵便代・電話料・インターネット使用料等
⑨工事請負費	助成対象活動に係る工事請負費
⑩備品購入費	助成対象活動に係る備品購入費
⑪使用料及び賃借料	助成対象活動に係る会場、資機材等の借上料等
⑫保険料	助成対象活動に係る保険料
⑬旅費	助成対象活動に関する交通費、宿泊費など

8 応募書類の提出

令和4年10月3日(月)～10月31日(月)の期間内に、次の書類を添えて南砺幸せ未来基金事務局にメール、郵送でご提出下さい。なお、提出書類は返却しません。

- (1) 助成申請書
- (2) 申込書
- (3) 実施計画書
- (4) 助成事業収支予算書
- (5) 団体にとっては規則、定款、会則その他これに準ずるものの写し

個人にとっては、本人確認ができるもの（例：運転免許証、健康保険証など）

※その他内容を分かり易く説明する資料や見積書等があれば添付してください。

※様式は南砺幸せ未来基金のウェブサイト(<https://www.nantokikin.org/>)からダウンロードできます。

9 審査方法

南砺幸せ未来基金 頑張る人・地域応援事業選考委員会において、申請内容を総合的に審査します。なお、申請者は選考委員会に出席し、事業内容のプレゼンテーション及び選考委員からの質疑に対応します。

10 選考結果通知

選考結果は応募いただいた団体全てにメールで通知します。

11 事業の実施 【事業実施に当たっての留意事項】

- ・助成金を活用する制作物やイベントにおいては「南砺幸せ未来基金」を活用している旨をPRしてください。
※活動に使う備品や資料などの印刷物、看板などの表示物には必ず南砺幸せ未来基金の助成を受けていることをわかりやすい位置に目立つ大ききさで見やすいように表示してください。（ロゴマークの使用および「この活動は『南砺幸せ未来基金』の助成を受けて実施しています」など文字で表記するようにしてください。）
- ・南砺幸せ未来基金が行う「活動報告会」に参加し、活動報告（プレゼンテーション等）を行っていただきます。
- ・事業採択決定後、助成の手続きを行っていただきます。
- ・適正な予算執行に努めてください。（領収書等の保存・提出）
- ・活動の記録を残してください。（写真、会議資料等の保存・提出）
- ・事業実施状況について、ヒアリングをさせていただくことがあります。
- ・助成金の交付決定の内容に違反したとき、事業の実施方法が不相当であるとき及び偽りその他不正な手段により助成金を受けたと認められるときには交付決定を取り消すことがあります。なお、事業が完了後においても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。
- ・事業実施に係る経理書類は、事業の完了年度以降、5年間保存して下さい。

12 実績報告書・領収書の提出

事業終了後、実績報告書・領収書の提出をしていただきます。(年度の途中で事業が終了する場合は、事業終了日を含めて30日以内、年度末まで事業を行う場合においても、4月15日までに提出してください。)

実績報告書・領収書の内容を審査のうえ、助成金の額を確定し、事業実施団体に通知します。また別途開催する報告会にて活動報告を行っていただきます。

13 助成金の交付

助成金は、助成金の手続き完了後、助成金額の7割を上限に概算払いを請求することができます。助成金の残額については、助成金額の確定後、請求により支払います。

14 その他

弊財団の助成事業は、温かいお志(寄付)によって実施されています。

助成を受けられました実行団体及び個人の皆様には、ご寄付をお願いいたします。

<https://www.nantokikin.org/>

詳しくはこちらのページをご覧ください



15 問い合わせ先・書類提出先

公益財団法人南砺幸せ未来基金 事務局

〒932-0231 南砺市井波 1739 番地 2 井波コミュニティプラザ「アスモ」2F

電話 090-9547-4760

Email: nantokikin@gmail.com

<https://www.nantokikin.org/>

受付時間 10:00~15:00

*事務所に不在の時間がございますので問合せ等はメールで行っていただくとスムーズです。メール本文に電話番号を記載いただければメールもしくは電話にてご連絡させていただきます。

16 応募から事業完了までの流れ

10月31日(月)まで

①応募書類の提出

②書類審査

必要に応じヒアリングの実施

11月下旬

③選考委員会

申請者のプレゼンテーション

12月上旬

④選考結果の通知

12月中旬

⑤助成の手続き

助成金概算払い
(助成金交付概算払請求書)
7割以内の概算払い可

12月中旬～翌年11月末

⑥事業実施

翌年11月末

⑦事業実績報告書の提出

助成金の確定
助成金の精算払い
(助成金交付請求書)

⑧報告会にて活動報告